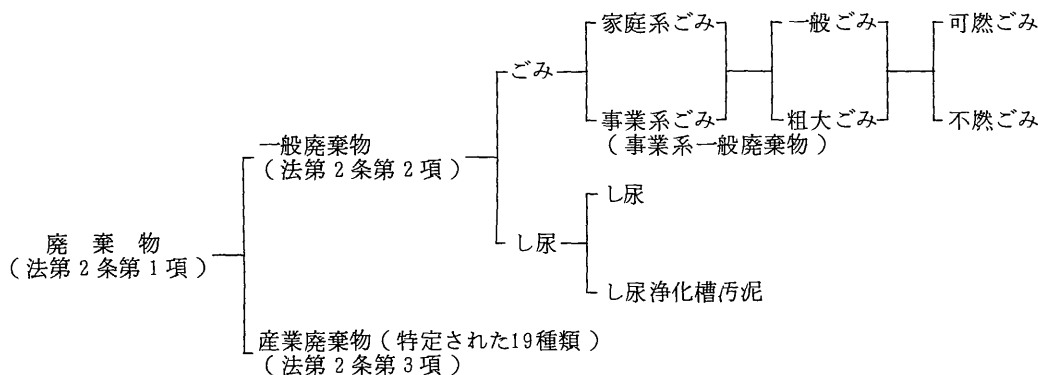


第8章 廃棄物

経済の成長、生活水準の向上に伴う各種の廃棄物の量的増大と質的变化には著しいものがあるが、これらの現状に対処し、廃棄物を適正に処理するため、昭和45年廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）が制定され、翌年9月施行された。

廃棄物は、表79に示すとおり事業活動に伴って排出されるもののうち法令で特定された産業廃棄物と、それ以外の一般廃棄物に分類される。一般廃棄物と産業廃棄物は、それぞれの処理体系に帰属することとなるが、一般廃棄物の処理は市町村の固有事務とされ、他方産業廃棄物は、排出事業の処理責任が明定されている。

表 77 廃棄物の分類



第1節 一般廃棄物の現況

一般廃棄物は、し尿とごみに大別されるが、市町村はこれらの処理について、廃棄物処理法第6条に定めるところにより、処理すべき地域を定め、当該区内における一般廃棄物の処理について所定の計画を策定し、これに基づき収集、運搬、処理処分を計画的に実施することになっている。

計画的に収集された一般廃棄物を生活環境の保全上支障のないよう適正に処理処分するためには、処理施設を整備し、これらの施設において衛生的処理する必要があるが、施設の整備については、各市町村において廃棄物処理施設整備緊急措置法に基づき国が定める計画の通り整備事業の推進が図られている。

昭和53年度末現在において、一般廃棄物処理施設による衛生処理の体制が整備されていない市町村はないが、今後、排出量の増大及び施設の老朽化等に伴ない各市町村においては、施設の新増設及び更新等、衛生処理率の向上が図られるよう検討する必要がある。

1 し尿処理

し尿の処理については、公共下水道の整備により下水道終末処理施設で処理することが望まし

いが、下水道が普及していない地域においてはし尿浄化そうが普及しつつある。

しかし、大半の家庭は、汲取便所であり、これらの汲取りし尿及び浄化そう汚でい等は、し尿処理施設等において衛生処理する必要がある。昭和53年度におけるし尿の処理状況については、図14及び図15に示すとおりであるが、市町村の収集計画により収集されているものは、計画処理区域内排出量の63.5%、し尿浄化そうにより処理されているものは12.4%であるが、農山村部を中心とした地域においては14.2%のものが自家処理に依存している。

し尿処理施設の整備状況等は表78に示すとおりであるが、衛生処理率の向上及び施設の老朽化等に伴う新增設及び更新を関係市町村において検討する必要がある。

図14 し尿処理の状況（昭和53年度）

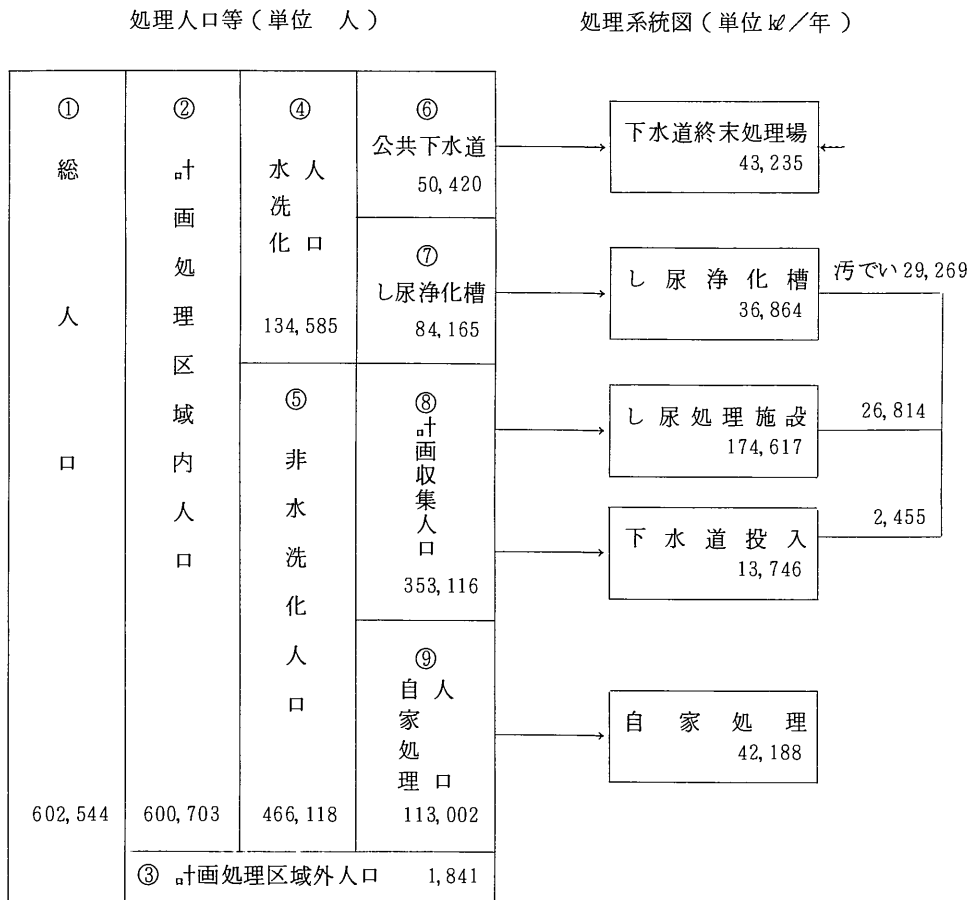


図 15 計画処理区域内におけるし尿処理の状況（昭和53年度）

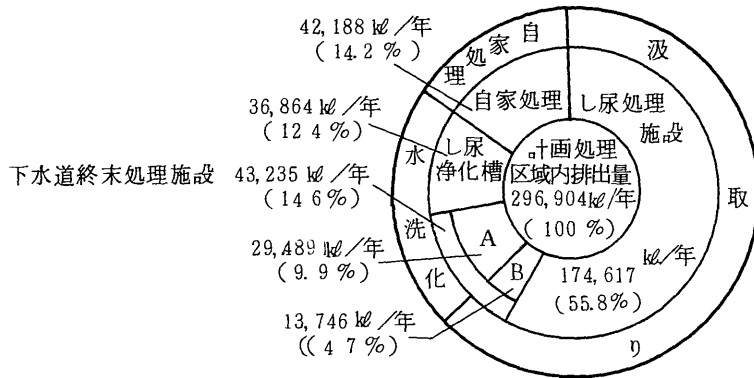


表 78 し尿処理施設の整備状況

（昭和54年3月末現在）

設置主体名	施設の名称	施設の所在地	A 施設の 規模 (kl/日)	処理方法	移 動 開 始 年 月	B 昭和53 年度中の 年間処理 実績 (kl/年)	B A×365		備 考
							残渣量 (t/年)		
鳥取県東部衛生 施設組合	因幡浄苑	鳥取市秋里1037番地	170	好気性 処理	46.11	62,215	1.00	144	
中部市町村共同 施設管理組合	日の宮浄苑	倉吉市小田字日の宮3番地	120	嫌気性 消化処理	46.4	41,415	0.95	1,348	
米子市ほか 9か町村 衛生施設組合	米子市浄化場	米子市安倍214番地	56	〃	39.1	11,957	0.58	240	
			120	好気性 処理	49.12	31,438	0.72	186	
	白浜浄化場	西伯郡淀江町中間856番地	80	〃	42.4	22,410	0.77	277	
境港市	境港市浄化場	境港市小篠津町無番地	56	嫌気性 消化処理	39.4	14,644	0.71	300	
日野町・江府町 日南町衛生施設 組合	清化園	日野郡江府町大字佐川2番地	14	好気性 処理	40.4	4,284	0.84	38	
計			616			188,363	0.84	2,533	

2 ごみ処理

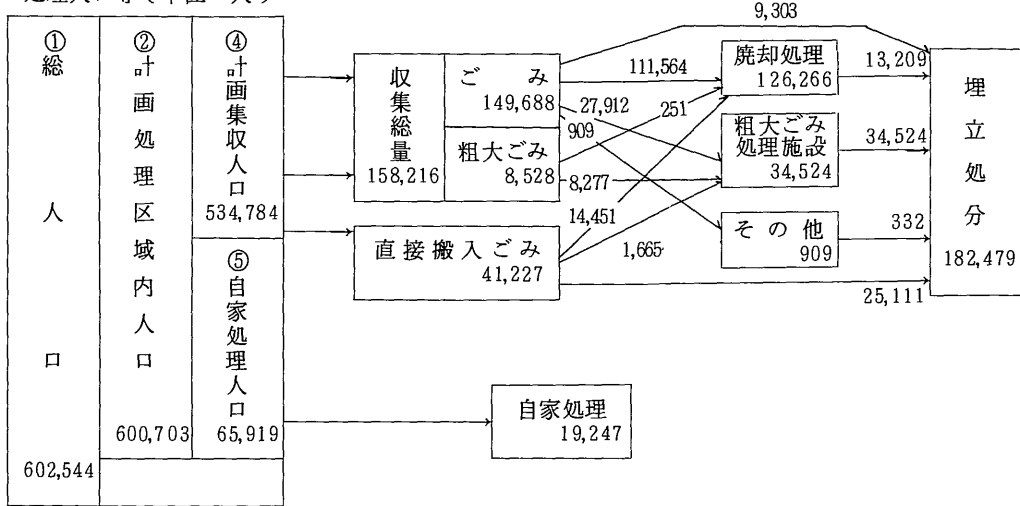
地域住民の日常生活に伴って排出されるごみは、その量、質ともに増大、多様化の一途をたどっているが、市町村ではこれらのごみ及び事業活動に伴って生じる廃棄物のうち所定のものについて収集、運搬処理及び処分に至る一連の作業を処理計画の中で定めている。

昭和53年におけるごみ処理の状況は、図16のとおりあるが、市町村の収集計画により収集されているものは、計画処理区域内の総排出量の72.3%、そのうちごみ処理施設において焼却処理されているものは55.2%焼却後の残灰及び粗大ごみ処理施設において圧縮、破碎等の処理をしたもの等の理立処分は36.0%であるが山間部等を中心とした地域においては、8.4%のものが自家処理に依存している。

図 16 ごみ処理の状況

処理系統図(単位:トン/年)

処理人口等(単位:人)



③ 計画処理区域外人口 1,841

表 79 ごみ処理施設(粗大ごみ処理施設を除く)整備状況

(昭和54年3月末現在)

設置主体名	施設の名称	施設の所在地	A 施設の模 規(t/日)	如型式	稼 開 始 年 月	B 昭和53 年度中 の年間 処理実績	稼動率 B A×稼動 日数	残渣量	備考
鳥取市	神谷清掃工場	鳥取市西今在家 227	180	連続焼式	49 11	37,996	0.77	4,179	
国府町	こくふ浄苑	国府町岡益 524 525	6	機械化 パノチ式	46 12	1,406	0.89	65	
岩美町	岩美町 ごみ焼却場	岩美町大字浦富 365	6	固定 パノチ式	45 4	175	0.58	19	
"	岩美町 清掃工場	岩美町大字浦富字坊谷	30	機械化 パノチ式	53 6	2,076	0.27	275	
福部村	福部浄苑	福部村大字中 109	6	"	50 4	812	0.45	81	
河原町	河原町 ごみ処理場	河原町大字郷原 434-2	5	固定 パノチ式	46 4	0	0	0	
"	"	"	8	機械化 パノチ式	52 4	1,742	0.71	192	
若桜町	若桜町 菅麓ん芥処理場	若桜町大字浅井	10	機械化 パノチ式	51 5	1,277	0.44	64	
智頭町	智頭町 菅じん芥処理場	智頭町大字市瀬 1643-2	8	固定 パノチ式	44 6	1,506	0.66	96	
八頭東部 衛生施設組合	組合立 ごみ処理場	船岡町大字水口 142-2	20	機械化 パノチ式	50 10	2,652	0.45	130	
佐治用瀬 ごみ処理施設組合	"	佐治村大字葛谷水工谷 478-2	6	"	48 7	1,340	0.76	134	
気高郡 衛生施設組合	"	気高町大字八東水字 ガ-ガ谷	20	"	49 4	5,582	0.38	510	
中部市町村共同	向山清掃工場	倉吉市和田東町 893	36	"	44 8	10,281	1.05	1,158	

設置主体名	施設の名称	施設の所在地	A 施設の 所在地 (t/日)	如 型式	稼 開年 動 始月	B 昭和53 年度中 の 処理実績	移動率 $\frac{B}{A \times \text{稼働日数}}$	残渣量	備 考
中部市町村共同 施設管理組合	東伯清掃工場	東伯町田越 104	50	〃	49 12	8 889	0 65	711	
	赤 碓 分 場	赤碓町籠津 514-2	5	〃	45 3	761	0 53	67	
米 子 市	米子市営 塵芥焼却場	米子市長砂町 946-1	60	機 械 化 パノチ式	46 10	19,757	0 85	871	
			20	固 定 パノチ式	40 1	7 573	0 74	640	
境 港 市	境港市営 塵芥処理場	境港市福定町 673	50	機 械 化 パノチ式	41 4	9,772	0 66	2 265	
西伯町外2か町清 掃施設管理組合	新宮谷焼却場	西伯町大字法勝寺 字新宮谷 22-1	7	〃	47. 5	1 845	0 86	554	
日 吉 津 村	日吉津村 塵芥処理場	日吉津村大字日吉津 1866	3	固 定 パノチ式	44 2	420	0 47	34	
淀 江 町	淀江町 ごみ焼却場	淀江町大字福岡字高尾谷	10	機 械 化 パノチ式	53 4	1,571	0 59	162	
大 山 町	大山町 塵芥焼却場	大山町上万 212	5	〃	46. 9	602	0 38	90	
名 和 町	名和町 塵芥焼却場	名和町大字大塚 877-2	5	〃	51 4	1,422	0 91	175	
			3	固 定 パノチ式	44 4	318	0 72	39	
中 山 町	中山町営 塵芥処理場	中山町羽田井字中山原 1419-226	5	機 械 化 パノチ式	49 7	1,610	1 03	138	
日 野 町	日野町 塵芥処理場	日野町黒坂 187	3	固 定 パノチ式	45 7	456	0 51	54	
〃	〃	〃	5	機 械 化 パノチ式	53 4	761	0 51	91	
日 南 町	日南町 ごみ焼却場	日南町生山 450	7		48 5	989	0 68	49	
江 府 町	江府町 塵芥処理場	江府町江尾 475	2	固 定 パノチ式	45 2	976	1 57	120	
溝 口 町	溝口町 ごみ処理場	溝口町上野カマ谷 110-1	7	〃	50 4	1 699	0 79	246	
計			588			126,266	平均 0 79	13 209	

表 80 粗大ごみ処理施設

(昭和54年3月末現在)

設置主体名	処理場名	型 式	公称能力 (t/日)	稼働開始 年 月	年間処理実績 (t/年)	計量	稼働日数	$\frac{C}{365}$	$\frac{B}{A \times C}$	備 考
東 部 広 域 行 政 管 理 組 合	高草清掃工場	破 碎	150	47 8	20,474	無	292	0 80	0 47	
中部市町村共同 施設管理組合	向山清掃工場	圧縮・破碎 併用	50	48 4	4 353	有	272	0 75	0 32	
西部広域行政 管 理 組 合	中海処理場	圧縮・破碎 併用	60	48.8	9,697	有	272	0 75	0 59	
計			260		34 524		延 836 平均 279	平均 0 76	平均 0 48	

3 最終処分場

収集された廃棄物は、焼却、破碎等、物理的・化学的又は、生物学的な方法により減量、安定化され生活環境の保全上支障の少ないものとして自然の受容能力の中に包含されなければならない。

現在のところ本県においては、海洋投棄は行われていないので、市町村が設置しているごみ処理施設から排出される焼却残灰及び収集された不燃物等は、最終処分場において埋立処分されている。

市町村が確保している最終処分場は表81に示すとおりであるが、今後生活様式の変化等に伴いごみの中に含まれる不燃性分の増大及び既存の処理場の埋立完了に伴い新たな用地の確保を関係市町村においては検討してゆく必要がある。

表81 ごみ埋立処分地整備状況

(昭和54年3月末現在)

市町村名	埋立地名	所在地	埋立開始年 月	埋立終了予定年月	面積 (m ²)	全体容量 (m ³)	残余容量 (m ³)	年度埋立実績 (t/年)	備考
鳥取市	晩稲不燃物処理場	鳥取市晩稲 53	51 7	60 7	18,600	96,250	49,750	22,475	
東部広域行政管理組合	高草清掃工場	鳥取市里仁 637-18	47 8	64 10	25,000	255,000	150,000	33,900	
岩美町	岩美町不燃物捨場	岩美町大字備富字城ノ谷	45 5	54 3	8,000	18,000	0	491	
国府町	こくふ浄苑	国府町大字岡益	46 12	60 3	2,000	6,000	5,503	89	
福部村	福部村残渣処分地	福部村大字中	50 4	56 3	1,189	6,000	3,000	81	
河原町	河原町ごみ埋立地	河原町大字中井	47 4	57 3	5,700	9,600	4,070	990	
若桜町	若桜町営不燃物処理場	若桜町大字浅井	46 4	55 3	4,000	20,000	11,291	748	
佐治用瀬ごみ処理施設組合	組合立ごみ埋立地	佐治村坂ノ村	53 4	54 7	200	600	500	134	
気高郡衛生施設組合	組合灰捨場	青谷町頭無	49 4	55 3	800	2,400	100	510	
中部市町村共同施設管理組合	向山埋立地	倉吉市和田東町	44 8	52 3	6,000	17,000	0	4,091	
	東伯埋立地	東伯町大字田越	49 12	60 3	10,000	100,000	89,000	778	
米子市	大篠津埋立場	米子市大篠津	51 1	54 3	10,000	30,000	0	1,967	
日吉津村	日吉津村埋立地	日吉津村日吉津	46 4	56 3	100	750	500	34	
境港市	不燃物埋立地	境港市渡町 119	46 5	55 3	11,827	35,481	2,300	2,265	
淀江町	佐陀不燃物処理場	淀江町大字佐陀字灘浜	51 4	60 3	892	3,570	3,043	162	
西広域行政組合	米子市沖祇園町	米子市祇園町 2丁目	47 11	62 3	235,700	941,600	646,600	40,000	
合	計				340,008	542,251	965,657	108,715	

4 し尿浄化そう

近年、生活水準の向上、生活様式の変化等に伴ない、便所の水洗化への動きは、とみに高まりし尿浄化そうの設置基数は急激に増加しており、昭和53年度末には、13,109基を数えている。

しかし、これらのし尿浄化そうは、必ずしも適切に維持管理等がなされているものばかりとは言えず、その放流水による公共の水域の水質の汚濁、悪臭の発生等が問題となっており これらの維持管理について十分指導監督を強化してゆく必要がある。

し尿浄化そうの設置基数の推移及び保健所別設置基数は、それぞれ図17及び表82に示すとおりであるが激増する浄化そうの設計施工及び維持管理等を適正にさせ生活環境の保全上の支障とならないよう指導するため、昭和52年11月鳥取県浄化そう指導要綱を策定施行し、市町村及び関係業界と相協力してこれに当たっているところである。

図 17 浄化槽設置基数の推移

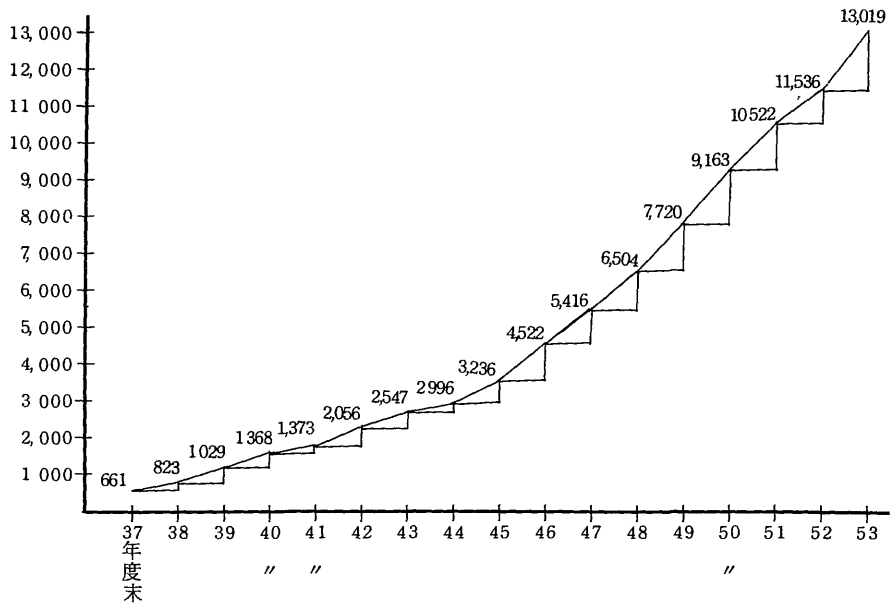


表 82 保健所別し尿浄化そう設置基数

(昭和54年3月末現在)

人そう	保健所	鳥 取	郡 家	浜 村	倉 吉	米 子	根 雨	計
～ 20	20	2,894	809	200	1,912	3,576	160	9,551
21～ 100	100	673	106	70	726	1,141	78	2,794
101～ 300	300	142	28	20	145	201	23	559
301～ 500	500	24	5	0	24	26	4	83
小 計		3,733	948	290	2,807	4,944	265	12,987
501～ 1,000		10	1	1	1	12	1	26
1,001～ 2,000		2	0	0	0	2	0	4
2,001～ 3,000		0			1	1		2
小 計		12	1	1	2	15	1	32
合 計		3,745	949	291	2,809	4,959	266	13,019

第2節 産業廃棄物の現況

先年の生産活動の拡大と消費生活の向上により各種産業から発生する産業廃棄物の排出量は著しく増加し、また質的にも大きく変化している。

特に不燃性、難燃性等処理困難な廃棄物が増加する傾向にある。

これらの産業廃棄物の処理について、廃棄物処理法は第一義的に排出事業者の処理責任を明定し事業者による産業廃棄物の自ら処理する義務を課している。

又、排出事業者は、当該業務について都道府県知事の許可等を得た業者に一定の条件のもとで委託することができることとされているが、本県における現状は、図18及び図19のとおりであり、事業者自ら自家処理又は、これら産業廃棄物処理業者により相当量のものが処理処分できるものと考えられる。

本県においては、早急に処理対策を講じさせる必要のある産業廃棄物6品目を取り上げこれらの処理処分等の方策について、昭和50年9月産業廃棄物処理計画実施指導方針を策定し、これに基づき関係業界を指導するため、各廃棄物毎に次の構成による専門部会を設置し、関係業界、排出者等に廃棄物の排出状況等の調査及び処理体制の整備等について検討させているところである。

専門部会の構成

○ 廃油・古タイヤ関係

鳥取県経済連自動車燃料課、鳥取県自動車整備振興会、鳥取県石油商業組合、鳥取県自動車タイヤ商業組合、鳥取県バス協会、鳥取県トラック協会、鳥取県乗用自動車協会、鳥取県自動車販売店協力、環境保全課

メノキスフッジ・表面処理スラッジ関係

鳥取三洋電機(株)本社、旭鍍金(株)、鳥取旭工業(株)、堀鍍金工業所、環境保全課(鳥取保健所 米子保健所)

○ 廃プラスチック・家畜ふん尿関係

鳥取県経済連畜産課、同資材課、鳥取県農協中央会団地推進室、東伯町、大栄町、赤碕町、農政課、農業改良課、農蚕園芸課、畜産課、環境保全課(倉吉保健所)

建設廃材関係

(社)鳥取県建築士会、(社)鳥取県建設業協会、鳥取県建築連合会、鳥取県設計監理協会、鳥取県インテリア事業協同組合、鳥取県左官組合連合会、建設省鳥取工事事務所、管理課、建築課、営繕課、環境保全課

なお各専門部会において処理を検討している産業廃棄物の処理状況は、表83のとおりである。

図 18 産業廃棄物処理業の許可の現況

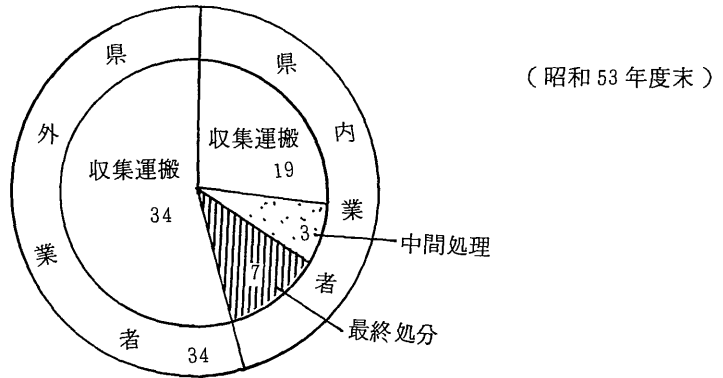


図 19 産業廃棄物処理業者の推移

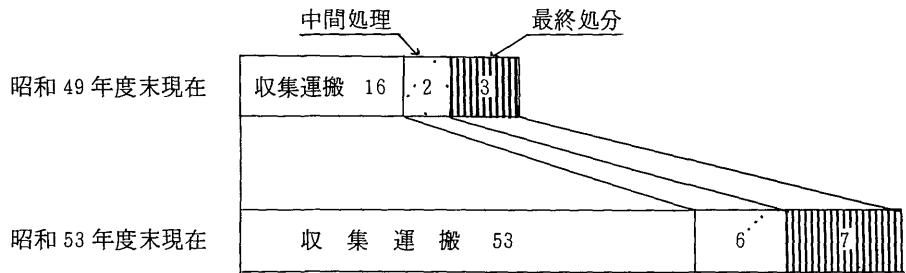


表 83 産業廃棄物処理専門部会で処理を検討している産業廃棄物の処理の現況

単位 トン/年

	排出量	左 の 処 理 内 訳						備 考
		自己処理	業者委託	メーカー ディーラー 等回収	市町村 処 理	売 却 譲 渡	保管等	
メッキスラッジ 表面処理スラッジ	197	22	167	—	—	4	4	
廃 油	299	71	45	78	2	98	5	
古 タ イ ヤ	370	170	20	120	20	30	10	
建 設 廃 材	35,586	35,514	61	—	—	10	1	
廃プラスチック類 (農業用)	178	143	—	—	—	—	35	
家 畜 ふ ん 尿	63,900	12,524	9,138	—	—	29,011	13,227	
計	100,530	48,444	9,431	198	22	29,153	13,282	
	%	48.2	9.4	0.2	0.0	29.0	13.2	

第9章 中小企業者に対する貸付

(1) 県では、企業が公害防止施設を設置する場合に、企業の公害防止を側面から援助するため、昭和46年度から、公害防止施設整備に対する貸付を行っている。

表 84 鳥取県公害防止資金貸付制度（昭和54年度）

貸付対象	中小企業者または、事業協同組合等
対象施設	土地、建物、構築物、機械設備
貸付限度額	2,000万円以内、事業協同組合については3,000万円以内
貸付利率	年5.7%以内（保証付の場合年5.5%以内）
返済方法	7年以内（1年以内の据置を含む）
取扱金融機関	商工組合中央金庫鳥取支店

昭和46年以降の貸付実績は、表 85 表 86 のとおりである。

表 85 公害防止資金貸付実績

年 度	貸 付 件 数	貸 付 金 額
46	9 件	5,005 万円
47	10	3,985
48	10	6,798
49	4	6,450
50	8	5,655
51	7	7,900
52	7	10,000
53	8	8,177

表 86 施設別貸付実績

年度	汚水処理施設		ばいじん防止施設		そ の 他	
	件 数	貸付金額	件 数	貸出金額	件 数	貸付金額
46	2 件	2,000 万円	2 件	1,250 万円	5 件	1,755 万円
47	8	2,435	—	—	2	1,550
48	7	5,458	3	1,340	—	—
49	2	3,000	2	3,450	—	—
50	6	4,505	2	1,150	—	—
51	6	5,900	—	—	1	2,000
52	7	10,000	—	—	—	—
53	6	7,599	2	578	—	—

(2) 中小企業近代化資金助成法による設備近代化資金（無利子）による貸付

表 87 中小企業設備近代化資金貸付実績

年 度	件 数	金 額	対 象 施 設
46	1 件	350 万円	汚水処理施設
47	9	2,023	汚水処理施設 8 騒音防止施設 1
48	1	222	汚水処理施設
49	—	—	—
50	1	320	汚水処理施設
51	2	1,436	汚水処理施設
52	1	223	汚水処理施設
53	4	2,045	汚水処理施設 3 その他 1

(3) 中小企業金融公庫、国民金融公庫による貸付

表 88 中小企業金融公庫（産業公害防止貸付）及び国民金融公庫（公害貸付）による貸付実績

年度	中小企業金融公庫		国民金融公庫	
	件 数	金 額	件 数	金 額
46	2 件	5,000 万円	3 件	600
47	8	11,250	8	2,120
48	4	1,800	5	1,880
49	8	14,480	1	300
50	4	14,300	2	360
51	9	15,350	1	90
52	4	8,400	1	600
53	8	36,100	2	370

(4) 公害防止事業団による貸付

表 89 公害防止事業団貸付実績

施 設 の 種 類	件 数	金 額
産業廃棄物処理施設	1 件	1,800 万円
計	1	1,800

第10章 公害紛争処理 公害苦情等

第1節 公害紛争処理制度の現況

公害をめぐる紛争は、因果関係の解明が困難なところから、公害の裁判による解決に膨大な時間と費用を要するのが実情であり、しかも公害の被害は単に財産上の被害にとどまらず、人の健康、生命に及ぶ場合も少なくなく、また被害者は比較的弱い立場にある一般住民であるのが通例である。

このため、訴訟とは別に紛争を早期に解決することを目的に昭和45年に公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）が制定された。

この法律に規定する紛争処理の方法は、あっせん、調停、仲裁並びに裁定となっており、紛争処理機関は、中央機関と都道府県機関とがあり、都道府県の機関については、常設の審査会方式の機関と紛争処理にあたるべき候補者をあらかじめ委嘱しておく名簿方式とがある。

本県の場合は、名簿方式を採用し、公害審査委員候補者13名をおき、公害紛争事件が申請された場合は、知事が候補者の中から3人の委員を選出し、公害紛争の処理にあたる体制をとっている。

第2節 公害苦情処理状況

1 公害苦情受理状況（県、市町村受理分）

(1) 昭和53年度における本県の公害苦情受理状況は、197件であり 昭和52年度170件に比べて27件増加している。

(2) 公害苦情種類別受理件数は、次のとおりである。

区 分	46	47	48	49	50	51	52	53
公害の種類								
大 気 汚 染	37	32	22	33	41	26	16	24
水 質 汚 濁	96	92	107	61	54	38	37	59
騒 音	49	40	48	56	39	42	36	35
振 動	3	—	4	3	6	6	1	5
悪 臭	83	82	109	81	37	33	35	40
土 壤 汚 染	1	1	3	3	1	3	—	—
そ の 他	19	40	37	36	29	32	45	34
計	288	287	330	273	207	180	170	197

公害の種類別苦情は、昭和53年度受理件数中では、水質汚濁59件（30%）、悪臭40件（20%）、騒音35件（18%）、大気汚染24件（12%）、振動5件（3%）、その他34件（17%）となっている。

(3) 受理件数の多い市町村は、鳥取市52件（前年度31件）を最高に倉吉市30件（前年度27件）米子市16件（前年度8件）境港市8件（前年度22件）智頭町8件（前年度9件）の順となっている。

2 公害苦情の処理状況

昭和53年度における公害苦情件数 197 件中解決したもの 189 件で、解決率は96%となっている。

昭和53年度の公害苦情種類別処理状況は、次のとおりである。

区 分 公害の種類	受 理 件 数 A	解 決 件 数 B	解決率 ($\frac{A}{B} \times 100$) %
大 気 汚 染	24	22	92
水 質 汚 濁	59	57	97
騒 音	35	32	91
振 動	5	5	100
悪 臭	40	39	98
そ の 他	34	34	100
計	197	189	96

3 公害の種類別発生源内訳

発生源 種類	計	製造業	建築土 木工事	交 通 機 関	畜産業	家 庭	商 店 飲 食 店	その他
大気汚染	24	12	1					11
水質汚濁	59	18		1	20	5	5	10
騒音	35	12	4	1	1		11	6
振動	5	3	1					1
悪臭	40	10			15	2	2	11
その他	34	6	6		3	6	1	12
計	197	61	12	2	39	13	19	51

公害の発生源別では、製造業61件（31%）、畜産業39件（20%）、商店飲食店19件（10%）家庭13件（6%）、建築土木工事12件（6%）、交通機関2件（1%）、その他51件（26%）となっている。

昭和53年度公害苦情受理処理件数（県、市町村別）

区 分 縣市町村	受 理 件 数			処 理 件 数		
	計	新規受理	繰越分	計	解決	繰越分
県（保健所）	30	29	1	30	29	1
鳥 取 市	54	52	2	54	53	1
国 府 町	3	2	1	3	2	1
岩 美 町	1		1	1	1	
郡 家 町	2	2		2	1	1
船 岡 町	1		1	1		1
八 東 町	2	2		2	1	1
用 瀬 町	1		1	1	1	
智 頭 町	10	8	2	10	9	1
気 高 町	1	1		1	1	
青 谷 町	7	5	2	7	6	1
倉 吉 市	35	30	5	35	33	2
羽 合 町	3	3		3	2	1
三 朝 町	1		1	1		1
関 金 町	2	2		2	2	
北 条 町	10	7	3	10	10	
大 栄 町	2	2		2	2	
東 伯 町	7	7		7	7	
赤 碓 町	6	3	3	6	6	
米 子 市	26	16	10	26	22	4
境 港 市	10	8	2	10	10	
西 伯 町	1	1		1	1	
岸 本 町	1	1		1	1	
日 吉 津 村	5		5	5	1	4
淀 江 町	2	2		2	2	
名 和 町	7	7		7	7	
中 山 町	2	2		2	2	
江 府 町	5	5		5	5	
市 町 村 計	207	168	39	207	188	19
合 計	237	197	40	237	217	20

昭和53年度公害苦情種類別件数（新規受理分）

区分 県市町村	合計	計	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	計	廃棄物	その他
県(保健所)	29	23	5	13			5	6	4	2
鳥取市	52	49	14	5	15	2	13	3		3
国府町	2	1		1				1		1
郡家町	2	2					2			
八東町	2	2		1		1				
智頭町	8	8	2	2	3		1			
気高町	1	1					1			
青谷町	5	5	1	3		1				
倉吉市	30	23	1	7	8		7	7	1	6
羽合町	3	3			2		1			
関金町	2	2		1			1			
北条町	7	3					3	4	4	
大栄町	2	2		1			1			
東伯町	7	7		6			1			
赤碕町	3	3		2			1			
米子市	16	9		1	6	1	1	7	6	1
境港市	8	8	1	6	1					
西伯町	1	1		1						
岸本町	1	1					1			
淀江町	2	2		2						
名和町	7	4		4				3	3	
中山町	2	2		2						
江府町	5	2		1			1	3		3
市町村計	168	140	19	46	35	5	35	28	14	14
合計	197	163	24	59	35	5	40	34	18	16

第3節 企業の公害防止管理者等の設置

公害防止管理者等の設置

昭和46年6月制定された「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」により、一定の要件を備えた特定施設を有する工場は、その特定施設の区分（大気、水質、騒音、粉じん、振動）ごとに公害防止管理者を選任することを義務づけられ、このほか従業員の数、工場の規模によっては、公害防止統括者、公害防止主任管理者も選任しなければならないことになっている。

本県において、公害防止管理者等を選任しなければならない工場数は35工場である。

表 90 公害防止管理者等設置状況

業 種 名	工 場 数	公害防止統括者	大気関係公害防止管理者				水質関係公害防止管理者				騒音関係公害防止管理者	粉じん関係公害防止管理者	振動関係公害防止管理者	公害防止主任管理者
			第一種	第二種	第三種	第四種	第一種	第二種	第三種	第四種				
⑮ 食料品製造業	2	2 (2)				2 (1)								
⑲ たばこ製造業	2	2 (2)				2 (2)								
㉒ 木材、木製品製造業	2	1 (1)				2 (1)								
㉔ パルプ、紙、紙工品製造業	2	2 (1)	1		1 (1)		(1)		1	1				1 (1)
㉗ 石油、石炭製品製造業	3	1 (1)	1 (1)		2 (2)									
㉙ 窯業、土石製品製造業	11	5 (5)	(1)		2 (1)						9 (9)			
㉚ 鉄 鋼 業	2	2 (1)		2	(1)	1 (2)	5 (3)		(1)		1 (1)		1	
㉜ 金属製品製造業	7	3 (3)												
㉝ 一般機械器具製造業	2	2 (2)			1 (1)					2 (2)		2 (2)		
㉞ 電気機械器具製造業	2	2 (2)			1 (1)		2 (2)							
計	35	22 (20)	2 (2)	3 (1)	12 (10)	1 (3)	7 (5)	1	1 (1)	3 (3)	9 (9)	3 (2)	1 (1)	

註 1 業種番号、業種名は日本産業分類による。

2 ()は、代理者の数である。

第4部 鳥取県を美しくする運動

1 鳥取県を美しくする運動

県民のすべてが健康で文化的な生活を営むためには、生活環境を清潔で快適なものにする必要がある。

ごみのない清潔な生活環境づくりは、我々県民に課せられた義務であり、県・市町村の積極的な施策とともに、県民一人一人の正しい理解と協力を得て強力に推進してゆく必要がある。

このため、昭和46年から市町村及び各種関係団体の協力のもとに「鳥取県を美しくする運動」を実施し、県民の環境保全意識を高揚し、河川、湖沼海岸等公共場所からごみを一掃する運動を展開してきた。

昭和53年度の事業実施結果は次のとおりである。

(1) 運動期間 昭和53年 9月20日 ～ 10月19日

(2) 運動内容

① 広報活動

ポスター 500枚作成し保健所、土木出張所、市町村及び参加団体に配布し、併せて市町村広報紙に運動の主旨を掲載するとともに、有線放送等を通じて運動への参加と意識の高揚を図った。

② 美化運動推進関係者等によるごみ一掃総点検パトロールを実施して啓もうにつとめた。

③ 市町村と保健所環境衛生指導員による不法投棄ごみの実態を調査した。更に警察の協力を得て不法投棄者の監視取締指導パトロールを実施した。

2 環境週間

昭和47年国連総会において毎年6月5日を「世界環境デー」とすることが決議され、これを受け我が国においても、この日を初日とする1週間を「環境週間」とすることとされた。

この週間は、環境問題に対する認識を深め、公害防止や自然環境保全を強力に推進するための全国運動を展開しようとするものであるが、本県においても、この趣旨に沿って市町村及び各種団体の協力のもとに多彩な行事を実施し、環境保全についての意義を広く県民に普及し、啓もうに努めるため各種の行事を行っているが、昭和53年度の実施状況は表91に示すとおりである。

表 91 昭和53年度環境週間行事実施状況一覧表

行事名	実施主体	協力	行事内容	行事成果	備考												
環境週間ポスターの掲示	県市町村	—	環境庁ポスター 700 枚を市町村、保健所、土木出張所等に配布														
市町村広報	市町村	—	有線放送14市町村で延37回放送 広報車7市町村で延17回巡回 広報紙6市町村で延6回配布														
懸垂幕、横断幕の掲示	県市町村	観光協会	期間中6市町村で掲示														
研修会	県市町村	市町村	6月9日(金)鳥取県庁第二庁舎で県、市町村の公害担当職員を対象とした公害苦情処理に関する研修を実施した	45名参加													
記念集会	市町村	—	環境保全関係団体による環境問題に対する意見交換を実施した	5市町村で367名参加													
環境点検整備	県		県下の騒音関係187事業所に対し、公害防止施設測定機器の整備等について呼び掛けた														
事業場水質調査	県		県下の水質汚濁防止法の43特定事業場に対し水質調査を行った	採水調査の結果は違反事業所1件													
環境整備調査	市町村	—	工場、事業場の点検とごみの不法投棄の実態調査及びごみの除去	<ul style="list-style-type: none"> 工場事業場の点検 14市町村で67事業所 不法投棄場所の実態調査 24市町村で70ヶ所を確認 320トンのごみを除去した 													
交通公害環境調査	県市	—	交通ひん繁地区における大気騒音振動の調査を行った	4市16地点で延4日間80回測定(一酸化炭素については4地点で24時間連続自動測定)	調査結果別紙												
不法投棄の監視取締り	県警本部	—	不法投棄の集中取締りを行った	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>件数</th> <th>人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検挙</td> <td>19</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>説諭</td> <td>13</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>32</td> <td>34</td> </tr> </tbody> </table>		件数	人員	検挙	19	19	説諭	13	15	計	32	34	
	件数	人員															
検挙	19	19															
説諭	13	15															
計	32	34															
整備不良車の監視取締り	県警本部陸運事務所	県自動車整備振興会	整整不良車のいっせい取締り	出動回数 2回 出動延人員 45名 検査車両数 329台 不良車両数 26台													
海水浴場の水質検査	県		県下20海水浴場の水質検査を行った	検査項目、透視度、pH、油分、COD、大腸菌群数 5													

行 事 名	実施主体	協 力	行 事 内 容	行 事 成 果	備 考
ごみ持ち帰り運動	県	—	観光地において、民間団体、商店等で当運動を呼びかけた	項目について検査した 成果については不詳	
海浜、河川、湖沼等公共場所の清掃	建設省 県 市 町 村	—	海浜、河川、湖沼等公共場所の清掃を行った	28市町村で456団体 37,000名参加して清掃した	
地域美化運動	市 町 村 民間団体	—	民間団体の奉仕活動を中心とした植樹を行った	2市町及び民間団体で 12,000本の植樹を行った	